

午前 9時58分 開 議

○委員長（渡辺栄六君） おはようございます。定刻少し前ではございますが、これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第8号から認定第12号までの計5件の審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても、議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第8号 令和2年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） おはようございます。それでは、認定第8号 令和2年度胎内市公共下水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊の薄緑色の決算書でございます。それでは、決算書の決算の状況について、収益的収支からご説明いたします。17ページをお願いいたします。収益的収入であります。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。こちらの表は消費税抜きで掲載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

令和2年度の事業収入の合計が11億3,833万401円であり、令和元年度と比較して559万3,291円の減となりました。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入でございます。

次に、収益的支出でございますが、（3）、事業費に関する事項を御覧ください。令和2年度の費用の合計が9億491万1,609円で、令和元年度と比較して2,788万3,029円の減となりました。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益2億3,341万8,792円でございます。収益的収支の税込みの決算額については、1、2ページ、決算報告書の（1）、収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。

（2）、資本的収入及び支出を御覧ください。収入総額でございますが、総額で4億3,259万5,250円でありました。その主な内訳は、企業債、他会計補助金及び受益者負担金及び分担金であります。

次に、支出総額は8億8,194万9,402円であり、主な内訳は建設改良費及び企業債償還金、他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する4億4,935万4,152円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページには下水道事業の損益計算書を掲載しております。当年度純利益は、先ほど申し上げたとおり2億3,341万8,792円であり、その結果前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は15億6,622万4,706円となりました。

次の6ページ、7ページの上段は剰余金計算書でありまして、資本金や剰余金の処理状況を掲載しております。下段は欠損金処理計算書であります。15億6,622万4,706円を令和3年度に繰り越すものであります。

8、9、10ページは貸借対照表であり、令和2年度末における公共下水道事業の経営の状態を表した表でございます。

18ページ以降に決算附属書類として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

森本委員。

○委員（森本将司君） 1点お伺いしたいのですが、17ページの事業収益の中で営業収益は上がっているのですが、営業外収益の国庫補助金という部分が半減しているのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 国庫補助金がちょうど半分くらいにはなっているのですが、事業費がそれだけ下がったということで、補助金のほうも下がっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 令和2年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 令和2年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について説明願います。  
榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第9号 令和2年度胎内市農業集落排水事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊、紫色の決算書でございます。決算の状況について収益的収支からご説明いたします。19ページをお願いいたします。収益的収入であります、（2）の事業収入に関する事項を御覧ください。こちらは消費税込みで掲載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

令和2年度の事業収入は、8億131万6,197円でございます。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、収益的支出でございますが、（3）の事業費に関する事項を御覧ください。令和2年度の費用合計は、5億9,280万8,303円となりました。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費及び支払利息であります。

収支差引きは、ページ戻りまして6ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益の2億850万7,894円でございます。収益的収支の決算額については、1、2ページの決算報告書（1）、収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。3、4ページをお願いいたします。（2）、資本的収入及び支出を御覧ください。収入総額は、3億660万6,796円でありました。内訳は、企業債、国庫補助金、県補助金、工事負担金であります。

次に、支出総額は5億4,429万6,309円であり、内訳は建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載してございますが、資本的収入が資本的支出に不足する額2億3,768万9,513円は、引継ぎ金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、5ページでございますが、こちらは特例的収入及び支出でありまして、令和元年度農業集落排水事業特別会計の打切り決算に伴い、当会計に引き継いだ収入及び支出でございます。

次に、6ページは農業集落排水事業損益計算書であります、当年度純利益は先ほど収益的収支のところの説明しましたが、下から3行目、2億850万7,894円であり、その結果、企業会計に移行した当初に引き継いだ未処理欠損金である前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は11億9,629万8,620円となりました。

次に、7、8ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。

す。下段は欠損金処理計算書であります。11億9,629万8,620円を令和3年度に繰り越すものであります。

ページはぐりまして、9、10、11ページは貸借対照表であり、令和2年度末における農業集落排水事業の経営の状態を表した表でございます。

14ページ以降に決算附属書類として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 令和2年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 令和2年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第10号 令和2年度胎内市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊の水色の決算書でございます。それでは、決算の状況について収益的収支からご説明いたします。16ページをお願いいたします。収益的収入であります。2の事業収入に関する事項を御覧ください。こちらは消費税抜きで掲載しておりますので、よろしくお願いたします。

令和2年度の事業収入は6億3,833万7,193円で、令和元年度と比較して360万8,970円の減でございます。主な収入は、給水収益、その他営業収益、長期前受金戻入であります。

次に、収益的支出でございます。3の事業費に関する事項を御覧ください。令和2年度費用合計が4億8,589万5,379円で、令和元年度と比較して5,603万5,770円の減となりました。

主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収支差引きは、ページ戻りまして5ページに掲載してあります損益計算書の下から4行目、当年度純利益の1億5,244万1,814円でございます。

収益的収支の税込みの決算額については、1、2ページ、決算報告書の収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)、資本的収入及び支出を御覧ください。収入総額は、1億7,270万円でありました。内訳は、企業債と長期貸付金返済金であります。

次に、支出総額は4億1,205万6,738円であり、内訳は建設改良費と企業債償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載してございますが、資本的収入が資本的支出に不足する額2億3,935万6,738円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

続きまして、5ページは水道事業損益計算書を掲載しております。当年度純利益は、先ほど説明しましたとおり下から4行目の1億5,244万1,814円であり、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせまして令和2年度末の未処分利益剰余金は2億2,525万5,138円となりました。

次の6ページの上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。6ページ下段の表は、剰余金処分計算書案でございまして、当年度未処分利益剰余金について減債積立基金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。

なお、剰余金の処分方法については、本議会の議第82号で提案しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、7ページ、8ページは貸借対照表であり、令和2年度末における水道事業の経営の状態を表した表でございます。

11ページ以降に決算附属書類として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） せっかくなので、何もしないというもの。水道の検針している人というのがかなりいらっしゃると思うのですが、委託ですか。人数と1人平均どれぐらい、何件くらい受け持っているのかお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 水道事業に関わる検針員さんですが、20名（——部分後ほど発言訂正あり）でございます。それと、1人当たりの検針している平均件数が400から500件ぐらいということでございますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ありがとうございます。

それと、有収率が前年度より若干おっていますけれども、その要因についてはどういうふうに分  
析していますか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 有収率については、夏場とか末端の水質の残留塩素濃度を確保す  
るために、末端のほうで排水をしております、今年の夏場結構気温が高くなったこともありま  
して、そういった排水した量が多かったというふうなことで捉えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今年というより去年ですね。おととしに比べて去年。夏は胎内市暑いけれ  
ども、今年はちょっとアメダスの場所が変わって出なくなりましたけれども、そういうのが毎年  
続いているわけだけれども、たまたま去年は水を使ったのではないかということ以外というのは、  
では見当たらないということによろしいですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 委員のおっしゃるとおりであります、昨年度は大きい漏水とか、  
そういったものとかはあまりなくて、やはりそういう排水作業による有収率の低下というふうな  
ことで考えております。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） 今の関連で29年度、30年度上がってきて、元年、2年と下がったのだ。ぐ  
っと上がって、それで2%ずつ下がったのだ。今の説明だと確かにそういうのかなと思うのだけ  
れども、ピークから見れば6%か7%下がっているのだ。それやはり漏水というのは大きい要素  
あるような気がするのだけれども、どうなのだ、遡って見ると。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 委員おっしゃるとおり漏水の影響というのものないことはないの  
ですけども、あとは細かいところでいいますとお客様のほうで漏水が分からなくて、水をいっ  
ぱい出してしまった、でもその辺減免してくださいということで減免するケースなどありますし、  
そういったことが重なって、有収率のほうに反映されているというふうにと捉えております。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 古い布設管、もう40年たっている、近くたつがあると。そういうのを順

次、毎年古いものから更新していると、布設替えしていると。1年間、この令和2年度だったら1キロぐらいやっているのか。それ全部今後更新していくにはかなりの年数あるのだけれども、もう全て胎内市の配水管、埋設している布設管全部の予定というのは立ててあるのか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 市内の全部の配水管について、何年度に布設替えするとかという計画が全部できているということではございません。直近のまずは古いものから計画的に入替えしているということでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 1つだけ確認したいのだけれども、総延長の分、全部の管が、100%の管、入っている管。それ全部埋設した布設管の年度というのはみんな把握しているか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 埋設年度については全て把握しておりまして、耐用年数が間近いものもありますし、なるべく耐用年数が過ぎる前に入替えをしているというようなところでございます。

〔「みんな把握しているの」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（榎本武司君） はい。

すみません。先ほど丸山委員さんのところで、検針員さん20人と申しあげましたけれども、上下水道だけですと17人でございましたので、申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） ちょっと水質管理の件でお聞きしたいのだけれども、ちょっと意見書にも安全、安心、良質な水を提供するという文が出ていますけれども、水質管理については定期的に行っておられるとは思いのだけれども、この前、先月だろうか、うちの町内辺りからも何か変な臭いするとかという部分でそういう話が出て、私は敏感でなくて分からなかったのだけれども、その後に防災無線でというふうな放送をされたのだけれども、これは割と苦情というか、問合せが行ったような話聞くのだけれども、やはり水質管理、そういう意味では定期的に周知するという、そういうことをやっておられるのですか。やりましたとか、どういうことで変な臭いがしますとか何とかという。やったよね、防災無線で。言われたからやったのか、あれ。お願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 先頃の臭いの件でありますけれども、夏場において川水を原水として使っているところでは割と出やすいのですけれども、確かに住民のほうから苦情が来て、それで慌てて周知したというふうなところはありまして、そこは後手に回ってしまったなという反省をしております。夏場についてはそういった臭いが出やすいという水でもありますので、十分

いろいろ管理はしていたのですけれども、たまたまちよっとそこに至らなかった部分がありまして、発生してしまったというところでありまして、今後このようなことがないように水質のほうの原水の管理については今後徹底してまいりますし、もし万が一そういった懸念があるということであれば直ちに住民の皆さんにお知らせするというふうなことで対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 今ほどの質問に関連してなのですけれども、お答えの中に原因としてろ過装置の故障というのをちょこっと耳にしたのですけれども、ろ過装置の点検というのは頻度といえますか、どんな形でやっているのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 浄水場のろ過池については、おおむね1か月ないし40日ぐらいをめどとして砂のかき取りをやっておりまして、そのメンテナンスをやっております。ちょうど今回、夏場においては、そのメンテナンスのときに長期間要してしまったということで、臭いの発生、原因物質が発生してしまったというふうなところがございます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 令和2年度胎内市水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 令和2年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第11号 令和2年度胎内市簡易水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊のピンク色の決算書でございます。それでは、決算の状況について収益的収支からご説明

いたします。18ページをお願いいたします。収益的収入であります、(2)の事業収入に関する事項を御覧ください。こちらは消費税抜きで掲載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

令和2年度の事業収入は、1億9,344万4,034円でございます。主な収入は、給水収益、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、収益的支出でございますが、(3)の事業費に関する事項を御覧ください。令和2年度の費用合計は、1億7,246万9,122円でありました。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息であります。

収支差引きは、ページ戻りまして、6ページに掲載してあります損益計算書の下から3行目の当年度純利益の2,097万4,912円でございます。

収益的収支の税込みの決算額については、1ページ、2ページの決算報告書の(1)、収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。3、4ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出を御覧ください。収入総額は、5,283万1,000円でありました。内訳は、企業債と他会計補助金であります。

次に、支出総額は1億1,544万2,439円であり、内訳は建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載してございますが、資本的収入が資本的支出に不足する額6,261万1,439円は全額引継ぎ金で補填いたしました。

続きまして、5ページは特别的収入及び支出でありまして、令和元年度簡易水道事業特別会計の打切り決算に伴い、当会計に引き継いだ収入及び支出であります。

次に、6ページでございますが、簡易水道事業損益計算書を掲載しております。当年度純利益は、先ほど収益的収支のところでご説明しましたが、下から3行目、2,097万4,912円であり、令和2年度末の未処分利益剰余金は同額の2,097万4,912円となります。

次に、7ページ上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は、剰余金処分計算書案でございます。当年度未処分利益剰余金について減債積立金への積立てを行うものであります。

なお、剰余金の処分方法については本議会の議第83号で提案しておりますので、よろしくをお願いいたします。

8、9、10ページは貸借対照表であり、令和2年度末における簡易水道事業の経営の状態を表した表でございます。

13ページ以降に決算附属書類として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 15ページ、工事の関係で配管の取替え出ていますが、これも恐らく老朽化して、年次的に計画組んでやっているとは思うのですけれども、どのぐらいまだ配管取替えが残っているのか、分かったら教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 配水管は、残っているというよりは、古いものから順次入替えをしております、それがある時点で終わるということではなくて、将来ずっと延々と続くというように捉え方をしております、耐用年数が過ぎたら入替えをします、そういったことの繰り返しがずっと続くというふうに考えております。ただ、当面古いほうからやっておりますけれども、ただ簡水の場合漏水箇所も結構ありまして、漏水の頻発しているところについても併せて布設替えを進めているということでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 今耐用年数という話ありましたが、耐用年数というのは1回布設すると何年ぐらいもつのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 一応40年というふうな年数ではありますけれども、最近の水道管の材質というのはいいものが出てきておまして、耐用年数以上の60年、あるいは倍の80年もつというような材質もございますので、取りあえずは法令的には40年ということで決められております。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 令和2年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了します。

次に、認定第12号 令和2年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。  
榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第12号 令和2年度胎内市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

別冊、黄色の決算書をお願いいたします。それでは、決算の状況について収益的収支からご説明いたします。11ページをお願いいたします。収益的収入であります。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。こちらは消費税込みで掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

令和2年度の事業収入の合計が1,290万8,230円で、令和元年度と比較して38万4,422円の増であり、収入の主な内訳は給水収益、長期前受金戻入であります。

次に、収益的支出でございますが、（3）、事業費に関する事項を御覧ください。令和2年度の費用合計が978万7,582円で、令和元年度と比較して71万1,192円の増となっております。主な支出は、原水費、減価償却費、支払利息であります。

ページ戻りまして、収支差引きは、5ページに掲載してあります損益計算書の下から3行目の当年度純利益312万648円でございます。収益的収支の決算額については、1、2ページ、決算報告書の（1）、収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、資本的収支についてご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。（2）、資本的収入及び支出を御覧ください。収入総額は128万7,880円で、他会計補助金であります。

次に、支出総額は収入と同額であり、企業債償還金であります。

続きまして、5ページは工業用水道損益計算書を掲載しています。先ほど申し上げたとおり当年度純利益は312万648円であり、その結果、前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金は575万2,505円となりました。

次の6ページは上段が剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は剰余金処分計算書案で、未処分利益剰余金575万2,505円を令和3年度に繰り越すものであります。

7ページは貸借対照表であり、令和2年度末における工業用水道事業の経営状況を表した表でございます。

9ページ以降は決算附属書類として事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第12号 令和2年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

この結果を最終日に報告します。

これををもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時44分 閉会